

自賠責保険の経費の計算方法等に関する
第三者委員会（第1回）

2024年6月26日

目次

1. 自賠責保険審議会開催にいたった背景
2. 自賠責保険審議会（6月4日開催）における論議内容
3. 第三者委員会の設置趣旨
4. 第三者委員会の運営について
5. 第三者委員会で議論すべき範囲（スコープ）
6. 今後のスケジュール

1. 自賠責保険審議会開催にいたった背景

- 自賠責保険の経費の計算方法を定める経費計算基準、及び、代理店手数料における基礎数値（以下「経費計算基準等」）については、2012年に自賠責保険審議会（以下、「自賠審」）で報告の上で改定されたが、それ以降は見直しが行われていない。
- 2012年以来、自賠責保険に係る業務フローに大きな変更は生じていないものの、以下のような経費計算基準等に影響しうると考えられる環境変化も認められる。
- この点、金融庁とも認識が一致していたため、6月4日(火)に自賠審が開催された。

<経費計算基準等に影響しうると考えられる主な環境変化>

環境変化	変化内容	影響範囲
デジタル化の進展	・ e-JIBAIの普及率が、前回（2011年）見直し時点の約83%から直近約99%まで上昇。	・ e-JIBAIの普及による、新契約に係る処理分数。 ・ e-JIBAI導入に伴う、営業店における代理店指導・照会業務。
法改正対応	・ 自賠法施行規則改正に伴う、保険料収納済印の廃止。	・ 押印業務や収納済印の管理業務がなくなることによる、営業店・代理店業務の処理分数。 ・ 保険金支払業務における処理分数。
	・ 個人情報保護法改正により個人情報の取扱いが厳格化されたことに伴う、情報漏洩防止の確認・報告対応。	
	・ 健康保険法等改正に伴う、被保険者等記号・番号等のマスキング対応。	
新型コロナウィルスの影響	・ 新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛要請に伴う、契約引受・異動解約処理に関する郵送手続きの活用。	・ 郵送募集の活用による営業店・代理店業務の処理分数。
その他	・ e-JIBAIの書損・印刷障害発生時の保険会社への報告書類等への押印廃止。	・ 書損の確認業務がなくなることによる、営業店・代理店業務の処理分数。

2. 自賠責保険審議会（6月4日開催）における論議内容

<自賠審事務局（金融庁）からの提案内容>

- 日本損害保険協会に対し、
 - ① 経費計算基準等が業務実態に合っているか検証し、必要に応じて見直しを行うこと
 - ② 経費計算基準等を将来的に見直すための手続きの導入について、検討を依頼することとしたい。
- また、この検討結果についても、2025年1月に開催予定の自賠責審議会において日本損害保険協会から報告するよう要請したい。

<損害保険協会からの提案内容>

- 損害保険協会内に、客観性・透明性を確保した第三者委員会を設置し、以下のような運営で検討を進めることを提案した。
 - ✓ 委員会の構成員は、学識経験者・会計専門家等から選定
 - ✓ 金融庁、損害保険料率算出機構はオブザーバーとして参加
 - ✓ 委員会の設立趣旨や構成員、委員会資料、議事録を損保協会のホームページ上に公表

- 損保協会・自賠審事務局の提案について了承を得た。
- その他、委員からの主な意見
 - ✓ 検討プロセスにおいては、自動車ユーザーが納得できるよう、客観性・透明性の確保が重要となる。第三者委員会は、損保協会ホームページにおける適時・適切な事業の公表を含め、実効性のある運営をしてほしい。
 - ✓ ノーロス・ノープロフィットの原則を担保できるように、見直しを進めてほしい。経費計算の基礎となる数値の客観性・透明性の担保が重要である。

3. 第三者委員会の設置趣旨

- 自賠審で了承されたことを受け、損保協会内に第三者委員会（正式名称「自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会」）を設置する。

<設置趣旨（損保協会ホームページに記載）>

保険会社における自賠責保険の経費は、ノーロス・ノープロフィットの原則を踏まえ、各社の個別事情に因らず、正確かつ統一的に把握するため、全社共通の「経費計算基準」により計算されている。また、代理店における自賠責保険の経費についても、代理店手数料の算出における計算基礎として、統一的な数値が適用されているところ。

今般、2024年6月4日開催の自賠責保険審議会の議事を受け、自賠責保険の経費計算基準及び代理店手数料の算出における基礎数値（以下、「経費計算基準等」という。）が、2012年以降見直されていないこと、また、その後の経費計算基準等に影響を与えうる環境変化等も見られることから、

- ・ 経費計算基準等が今日的に妥当であるか検証して必要に応じて見直すこと
- ・ 将来的に見直すための手続きを導入すること

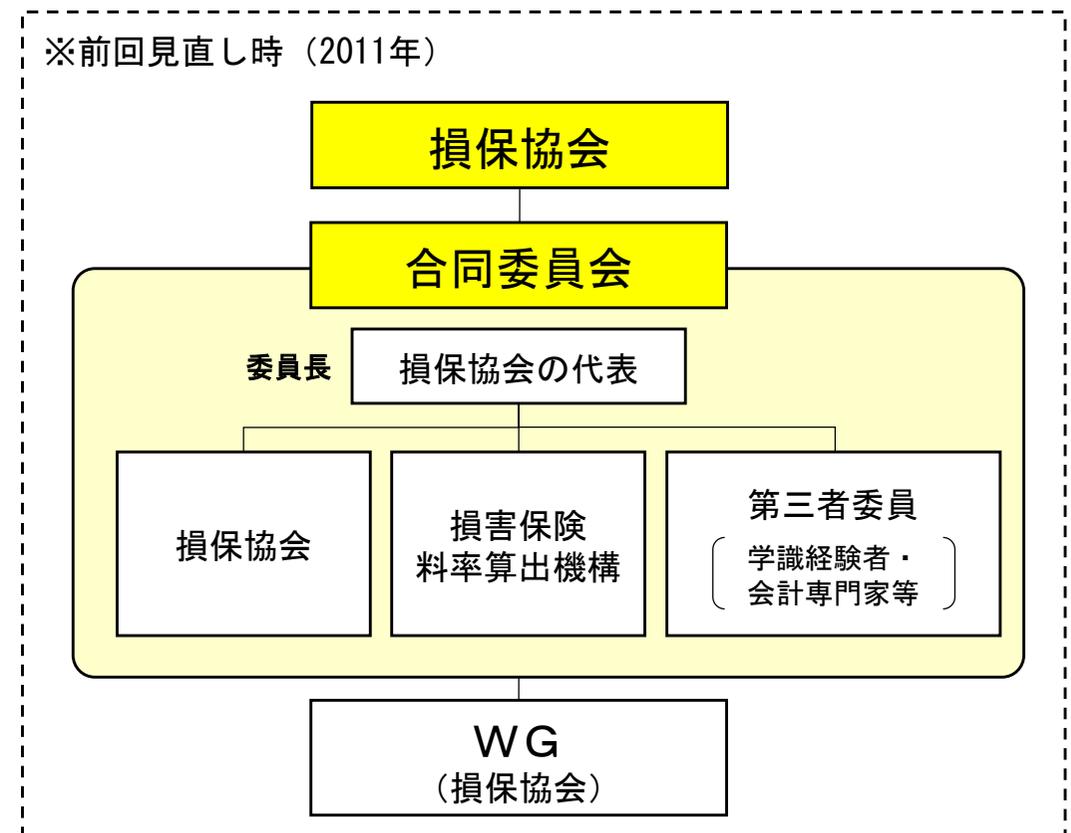
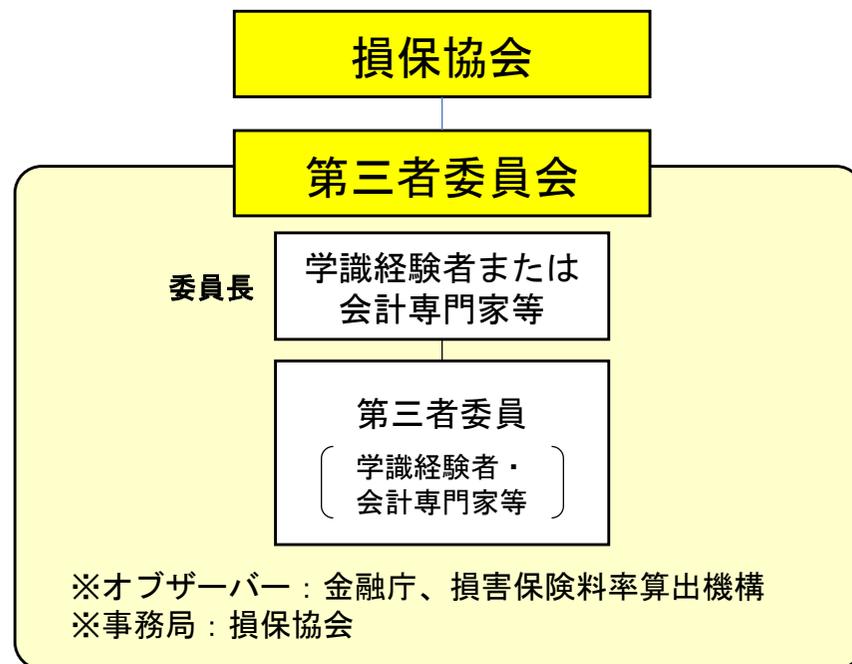
について検討する。

検討にあたり、より客観性を確保した体制で議論を行うため、「自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会」を設置する。

4. 第三者委員会の運営について

- ▶ 第三者委員会は、より客観性・透明性を確保する観点から以下の運営とする。
 - ✓ 客観性を確保する観点から、委員は学識経験者・会計専門家等から選定し、金融庁・損保料率算出機構はオブザーバー参加。損保協会は事務局を担う。
 - ✓ 透明性を確保する観点から、委員会資料及び議事録については、損保協会のホームページ上に公表。

<体制図>



5. 第三者委員会で議論すべき範囲（スコープ）

- 第三者委員会における具体的な検討のスコープは、以下の通りとしたい。
- これらのスコープに対し、自賠法第25条（ノーロス・ノープロフィットの原則）の趣旨に鑑み、経費計算基準に基づいて計算される経費および代理店手数料が「能率的な経営の下における適正な原価」となっているかという観点から、議論いただきたい。

	検討のスコープ
経費計算基準等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行基準等の検証や問題点の精査 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 環境変化や現行実務を踏まえて今日的な視点で実態に即した計算式となっているか ✓ 経費計算基準に定める基礎数値（処理分数）や、代理店手数料の算出における基礎数値（所要時間・所要経費）が今日的な視点で妥当か ➤ 検証や問題点の精査を踏まえた見直しの是非、見直しの方向性 ➤ 業務実態調査の調査方法 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 今日的な業務フローを踏まえた調査項目・方法の検討
将来、基準等を見直すための手続き	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 将来的に基準を見直す場合の手続きについて （定期的な見直しの必要性や見直しの必要性を判断するための指標の検討 等）

<検討にあたっての留意事項>

- 中小社も含めた実現可能性があるか。
- 業務実態調査を行う場合、客観性を保ちつつ、調査時間・コストの観点も考慮した効率的な調査方法であるか。

（参考）自動車損害賠償保障法

第二十五条 責任保険の保険料率は、能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない。

6. 今後のスケジュール

- 以下のとおり、現時点で計5回の委員会開催を予定しており、検討結果を令和7年1月に予定されている自賠審に報告することとしたい。

今後の予定	主な論議内容（予定）
第1回 令和6年6月26日 (本日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自賠責保険審議会開催にいたった背景 ・ 自賠責保険審議会（6月4日開催）における論議内容 ・ 第三者委員会の設置趣旨 ・ 第三者委員会の運営について ・ 第三者委員会で議論すべき範囲（スコープ） ・ 今後のスケジュール
第2回 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行基準等及び業務実態調査の課題 ・ 課題を踏まえた新基準の方向性（案）及び業務実態調査項目・方法（案）
第3回 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回を踏まえた以下の修正案 <ol style="list-style-type: none"> ①現行基準等及び業務実態調査の課題 ②課題を踏まえた新基準の方向性及び業務実態調査項目・方法
業務実態調査の実施（8月～10月頃）	
第4回 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実態調査結果報告（新基準案への反映結果を含む） ・ 将来、基準等を見直すための手続き（考え方）
第5回 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新基準案の策定 ・ 将来、基準等を見直すための手続き（方法論） ・ 自賠責保険審議会報告内容
自賠審 令和7年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準等の改定内容の報告 ・ 将来、基準等を見直すための手続き導入の報告

※第2回目以降の第三者委員会の日程は今後調整